

「あけぼの鴨居台住宅建築協定書」

あけぼの鴨居台住宅建築協定運営委員会

建築協定書

(目的)

第一条 この建築協定は、第六条に定める区域内における建築物の敷地、位置、用途及び形態に関する基準を協定し、住宅地としての環境を、高度に維持増進する事を目的とする。

(用語の定義)

第二条 この建築協定に用いる用語の意義は、建築基準法（昭和25年 法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年 政令第338号）に定めるところによる。

(名称)

第三条 この建築協定は、「あけぼの鴨居台住宅建築協定」（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第四条 この協定は、第六条に定める協定区域内の土地所有者及び、建築物の所有を目的とする地上権者、又は、借地権者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

(協定の変更及び廃止)

第五条 第六条に定める協定区域内の土地の所有者等は、この協定に係る協定区域、建築物に関する基準又は違反者に対する措置を変更しようとする場合は、全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

2 第六条に定める協定区域内の土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の区域)

第六条 この協定区域は、別図第1、第2による宅地番号1より39までの土地とする。

(建築物に関する基準)

第七条 第六条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途及び形態は、次に定める基準によるものとする。

(1) 敷地

ア. 敷地の分割を禁止する。

イ. 敷地の二次造成を禁止する。ただし、カーポート、出入口の階段等の築造又は、法面の水平拡幅工事で運営委員会が支障がないと認めたものについてはこの限りでない。

(2) 位置

外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とし、隣地境界線までの距離は0.8m以上とする。ただし、建築基準法施行令第135条の5の規定に適合する建築物又は建築物の部分及び地下車庫を築造する場合はこの限りでない。

(3) 用途

一戸建専用住宅とすること。ただし、公益上必要な建築物又は複数世帯が同居する住宅で住宅地としての環境を害さないもので運営委員会が認めたものについては、この限りでない。

(4) 形態

建築物の高さは地盤面から9m、軒の高さは6.5mをそれぞれ超えないものとする。

(有効期間)

第八条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日より5年間とする。ただし、期間満了6ヶ月前に土地の所有者等の過半数による期間満了に伴う協定廃止の同意がない場合には、この協定は自動的に5年間更新されるものとし、以後この例による。

なお、この協定の有効期間内に協定違反行為をした者に対する第九条及び、第十条の適用については、なお従前の例による。

(効力の継承)

第九条 この協定の認可公告のあった日以後において、本協定区域内の土地の所有者等になった者に対しても、その効力を有するものとする。

(違反者の措置)

第十条 第七条に定める基準に違反した者があった場合、第十三条に定める委員長は、第十二条に定める運営委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対し、工事の施行停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間を付けて当該行為を是正するための必要な措置を請求するものとする。
2 前項の請求があった場合、当該土地の所有者等はこれに従わねばならない。

(裁判所への提訴)

第十一条 前条第1項に基づく請求があった場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないときは、委員長は第十二条の委員会の決定に基づき、その強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。
2 前項の提訴手続に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(運営委員会)

第十二条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2 委員会は本協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。
4 委員は再任できるものとする。

(役員)

第十三条 委員会には次の役員を置く。
(1) 委員長 1名
(2) 副委員長 1名
(3) 会計 1名
(4) 委員 若干名
2 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し協定運営の事務を総括する。
3 副委員長及び会計は委員長が委員の中から委嘱する。
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。
5 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。
6 委員長が変更になった場合において新たに委員長となった者は、速やかに横浜市長に報告するものとする。

(土地所有者の変更)

第十四条 第六条に定めた協定区域内に建築行為等を行う場合又は土地の所有の移転及び所有者の住所等が変更になる場合には、すみやかに委員長に届け出ることとする。

(補足)

第十五条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事及び委員に関する必要事項は運営委員会運営細則に定める。

以上

一 (土地の所有者、地上権者、借地権利者の署名・捺印) _____

地番： 横浜市緑区鴨居 2丁目

所有者住所：

所有者氏名：

_____ 印

_____ 印